

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷3丁目8番12号
AI inside 株式会社
代表取締役社長CEO 渡久地 拓

第5期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金） 午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷3丁目21番3号 渋谷ストリームホール6階
3. 目的事項
報告事項 第5期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎今般の株主総会においては、参加者全員のマスク着用、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。
 - ◎今後のコロナウイルスの感染状況を踏まえ、当日の会場変更などのお知らせを実施する可能性がありますので、ご来場いただく際には当社ウェブサイト（<https://inside.ai/>）をご確認いただくようお願いいたします。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://inside.ai/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日）における我が国の経済は、企業業績や雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調が続いていましたが、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱問題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により世界経済の見通しは極めて不透明となり、今後の事業活動への影響が大いに懸念される状況となっております。また、少子高齢化や人口減による労働人口の減少、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテレワークの推進等を背景に、企業は労働者の働き方の改善を意識した事業運営が求められる基調となっており、デジタルトランスフォーメーション（DX）に関連するシステム投資が一層の存在感を強めております。

このような市場環境において、当社は産業界に遍在する労働集約的作業に代わる手段として、ディープラーニングによる手書き文字認識AIを活用した生産性向上のためのAI-OCRサービス「DX Suite」を提供してまいりました。

「DX Suite」クラウド版においては、10月から提供を開始した新料金プランや直販、代理店また代理店によるOEM販売において新規ユーザの獲得が進み、「Intelligent OCR」契約数が前事業年度末に比べて185件から1,873件へ増加し、「Elastic Sorter」契約数については前事業年度末から比べて102件から418件へと増加しました。また新規に提供を開始しました「DX Suite」をオンプレミス環境で利用可能とするAIプラットフォーム「AI inside Cube」についてもトライアル導入数及び本番導入数が堅調に推移しました。

その他、当社のAIエンジンである「Neural X」を応用したリサイクル施設における画像認識モデルの構築等も進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高1,591,454千円（前年同期比257.4%増）となりました。利益につきましては、営業利益432,298千円、経常利益409,000千円、当期純利益419,981千円となりました。なお、セグメントについては、当社は人工知能事業の単一セグメントであるため、記載しておりませんが、売上高を収益モデルにより区分しております。

売上高のうち、リカーリング型モデル（注1）及びセリング型モデル（注2）の内訳は以下のとおりとなりました。

収益モデル	第4期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第5期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	売上高 (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
リカーリング型モデル	97,423	288.5	750,891	770.7
セリング型モデル	347,840	141.6	840,563	241.7
合計	445,264	159.3	1,591,454	357.4

(注) 1. リカーリング型：顧客が当社のサービスを利用する限り継続的に計上される収益形態を表します。

2. セリング型：特定の取引毎に計上される収益形態を表します。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は84,639千円であり、その主なものは、オフィス増床に係る附属設備12,434千円の増設、顧客に提供するレンタル資産「AI inside Cube」39,829千円の取得を行いました。

(3) 資金調達等についての状況

2019年12月25日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資およびオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,242百万円の資金調達を行いました。

区分	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	払込期日
公募増資	300,000株	3,312円	993百万円	2019年12月24日
第三者割当増資	75,000株	3,312円	248百万円	2020年1月21日

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	41,553	279,435	445,264	1,591,454
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△140,935	△340,533	△183,865	419,981
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△62.29	△126.23	△60.62	129.70
総 資 産 (千円)	130,401	392,465	966,649	3,007,856
純 資 産 (千円)	104,209	313,875	605,210	2,305,788
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	44.67	110.13	193.17	647.88

※ 当社は、2018年6月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。過年度との比較のため、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)、1株当たり純資産を記載しております。

(5) 対処すべき課題

当社が事業を展開するAI-OCR市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく始まった当事業年度末においても業務効率化を目指す事業者を中心に導入が進み、今後も市場の成長は持続するものと予測しておりますが、現時点で、新型コロナウイルスが収束していないことから、先行きについては非常に見通しが難しい状況であります。このような環境のもと、当社の対処すべき課題としては下記を認識しております。

① 顧客基盤を拡大する

当社は、製品をユーザへ直接販売しておりますが、パートナーを通じた販売も行っております。既にパートナー販売における契約数の割合が直接販売よりも高く、今後さらにその比率を上げていく方針です。また、セリング型の売上に含まれる初期費用などを低価格化し、導入拡大を図ることで、リカーリング型の売上を拡大させていく方針です。

② 組織運営について

販売における組織運営方針:当社はエンタープライズ企業への販売と、パートナー販売のサポートのためにアライアンスにフォーカスします。

カスタマーサポートにおける組織運営方針:カスタマーサポートはパートナーが行う場合があります。当社は、ユーザに伴走して課題解決を行う、カスタマーサクセスにフォーカスします。

開発における組織運営方針:AIの研究、データサイエンス、データエンジニアリング、ハードウェア、UX(注1)にフォーカスします。

③ 良い製品を提供する

当社で提供しているAIは、ユーザが日々の業務で使うほど、さらなる追加学習のためにフィードバックがなされ、精度が向上するという特徴を備えております。その学習部分を担う当社内部の仕組みが「AI inside Learning Center」です。

「AI inside Learning Center」は、好循環サイクルにおいて、より高精度、高価値なAIを提供し続けるために重要な基幹機能です。これにより当社は、ユーザへより良い製品を提供し続けるための活動を行っていく方針です。

④ 基礎研究

短期的な技術開発の場合では、失敗の許されない状況における開発が主となることが多いため、既存技術のブラッシュアップにしか手を出すことができず、抜本的な技術開発には着手しにくくなります。本質的な次世代技術を開発するためには、その基盤を固める知識・経験が必須であり、将来的に確実に必要となる長期的課題にも積極的に取り組んでいかなければ、世界のAIを牽引するような企業に発展することは望めません。そのため、当社は応用研究だけではなく、基礎研究も行い続けます。

⑤ 安く提供する

好循環サイクルにおいて、大規模化による低コスト構造の実現と、AIを動作させるためのハードウェアを自社開発、自社利用することより、ユーザへより低価格での提供が可能となっています。当社は高品質・高価値なAIを安く提供する方針です。

⑥ 早く提供する

当社は、製品を「クラウド」「オンプレミス」などのユーザ環境の違いに関わらず、ユーザがすぐにAIの利用を始められる仕組みをの構築を「AI inside Cloud」「AI inside Cube」を通じて進めていく方針です。

⑦ 広く提供する

「DX Suite」における「Intelligent OCR, Multi Form」は、日本語に限定されないアルゴリズムで構築されています。今後は多言語対応を進め、グローバル市場に向けて、国内外の販売パートナーと共に販売を推進していく方針です。また、当社のAIは、クラウド環境、オンプレミス環境共にソフトウェアインフラ基盤「AI inside Computing Engine」の上で稼働しております。このインフラ基盤を、当社の「AI inside Cube」以外のデバイスにも搭載していくことで、ユーザがより幅広いデバイスを対象にAIを配信できるようにしていく方針です。

⑧ より多様な製品群を提供する

「AI inside Learning Center」は、当社AIの学習部分を担う内部の仕組みですが、好循環サイクルの中で「AI insideが培ってきた研究技術を結集させた転移学習(注2)とAIの設計図を活用して、ユーザ独自のAIを生成できるサービス」

として、一部ユーザにアルファ版として提供を始めています。機械学習の専門知識が限られていても、シンプルなGUI(注3)操作で、ユーザのデータに基づいたAIのトレーニング・評価・改善・配信ができます。データサイエンティストであれば、より高度な設計図の編集やスムーズな配信を行えます。

具体的事例としまして、ゴミ処理場での危険物仕分けAIの生成があげられます。ベルトコンベア上を流れるゴミの中から、プラントの故障原因となる物体や、火災の危険性などがある危険物を取り除く作業を機械化するため、様々なゴミとその重なりなどの状況下において仕分け判定を行うAIをユーザが「AI inside Learning Center」のGUIを操作するだけで生成しました。

このように、特定の業務を行える高品質・高価値なAIを開発・提供することだけでなく、あらゆる種類の業務に対応できるAIが、ビジネスの現場ニーズに沿って数多く開発される機会を提供することは重要であると考えております。当社は、「AI inside Learning Center」により、ユーザが自らAIを「開発者」として生成・利用できる機会を拡大していきます。また、「開発者」が望めば、生成されたAIを「AI inside Computing Engine」を搭載したデバイスに配信できる機会を拡大していきます。このように「開発者」「ユーザ」の双方を拡大していくプラットフォーム戦略をとります。

なお、「AI inside Computing Engine」には、「DX Suite」や「AI inside Learning Center」で生成したAI以外のアプリケーションやAIも配信していく方針です。

「AI inside Learning Center」は、AI開発・学習のための必須機能を提供しています。そのシンプルな操作の背景では、当社の保有するAIの処理に最適なチップや、スーパーコンピュータが稼働し、高速に学習を行います。さらに、生成されたAIを当社のデータセンター「AI inside Cloud」または「AI inside Cube」を選択して配信し、すぐにAIの利用を始められる仕組みとして構築を進めていく方針です。

⑨ 情報管理体制の強化

当社は、顧客企業の業務データや公開前の製品企画情報など多くの機密情報や個人情報等を保有しており、その重要性については十分に認識しております。その保護体制構築に向けて、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めることで、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑩ 優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の企業理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

- (注)1. UXとは、ユーザ・エクスペリエンスの略で、ユーザが製品・サービスを通じて得られる体験を指します。
2. 転移学習とは、ある領域で学習されたモデルを別の領域に適応させる技術です。こりにより、少ないデータでモデルを構築することができます。
3. GUIとは、グラフィカル・ユーザ・インタフェースの略で、コンピュータを操作するために、画面上のボタンや画像などを選択する事でリアクションを発生させる仕組みです。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は人工知能事業の単一セグメントです。

(7) 従業員の状況

- ・正社員
従業員数 67名（前事業年度比 29名増）
平均年齢 34.2歳 平均勤続年数 1.4年
- ・臨時社員
従業員数 17名

(8) 事業所の状況

(事業所) 本社（東京都渋谷区）

2020年3月31日現在、本社以外の支社、営業所等の事業所はございません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社、子会社、および関連会社はございません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,666,000株（内、自己株式の総数107,048株）
- ③ 当事業年度末の株主数 726名
- ④ 株主の状況（上位10名）

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（％）
渡久地 択	1,900,000株	53.3
アクサ生命保険株式会社	250,000株	7.0
UTEC4号投資事業有限責任組合	221,000株	6.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	173,700株	4.8
日本郵政キャピタル株式会社	147,000株	4.1
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	134,182株	3.7
株式会社レオパレス21	100,000株	2.8
大日本印刷株式会社	100,000株	2.8
中沖 勝明	75,000株	2.1
第一生命保険株式会社	50,000株	1.4

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を控除したうえで計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

発行回次 (付与決議日)	区分	新株予約権 の目的となる 株式の種類と数	行使価額	行使期間	個数	保有者数
第1回新株予約権 (2016年3月25日)	社外取締役	普通株式 1,000株	1株につき 600円	2018年11月1日 ～ 2023年10月31日	1個	1名
第2回新株予約権 (2016年3月25日)	取締役	普通株式 21,000株	1株につき 600円	2019年11月1日 ～ 2024年10月31日	21個	1名
第3回新株予約権 (2016年3月25日)	取締役	普通株式 22,000株	1株につき 600円	2020年11月1日 ～ 2025年10月31日	22個	1名
第4回新株予約権 (2016年12月12日)	取締役	普通株式 30,000株	1株につき 800円	2018年12月13日 ～ 2026年11月30日	30個	1名

(注) 1. 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

2. 新株予約権のその他の行使条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社の役員、当社の従業員または当社が承認する社外の協力者の地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
 - ③ 第4回新株予約権については、新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 - ④ 第4回新株予約権については、新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
 - ⑤ その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結される契約に定めるところによる。
3. 当社は、2018年6月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 役員に関する事項

(1) 会社役員の状況（2020年3月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職
代表取締役社長 CEO	渡久地 択	Toguchi Estate株式会社 代表取締役
取締役会長	中 沖 勝 明	—
取締役	楠 瀬 丈 生	Hmd株式会社 取締役
監査役	細 川 琢 夫	株式会社キャリアインデックス 社外監査役
監査役	阿久津 操	株式会社コブリーズ 代表取締役 弁護士ドットコム株式会社 社外監査役 BASE株式会社 社外監査役 CRGホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社エージェント 社外監査役
監査役	佐 藤 孝 幸	佐藤経営法律事務所代表 株式会社フィル・カンパニー 社外取締役 株式会社メイコー 社外監査役

- (注) 1. 取締役 楠瀬丈生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 細川琢夫、阿久津操及び佐藤孝幸の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役 細川琢夫氏は、長年にわたり経理を含めた管理部門の責任者を歴任し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 佐藤孝幸氏は、米国公認会計士としての実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役楠瀬丈生、監査役細川琢夫、阿久津操及び佐藤孝幸の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 辞任した役員に関する事項

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
井出 啓介	2019年8月31日	辞任	社外取締役 株式会社東京大学エッジキャピタル パートナー ルートレック・ネットワークス株式会社 社外取締役 株式会社Zenmu tech 社外取締役 シーオス株式会社 社外取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	40,300千円 (2,500千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,300千円 (9,300千円)
合計	7名	49,600千円

(注) 上記の取締役及び社外取締役の支給人員には、2019年8月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況（2020年3月31日現在）

社外役員の兼職につきましては、前記「4. 役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	楠瀬 丈生	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、議案審議につき、経営者としての豊富な経験と幅広い観点から、必要な発言を行っております。
取締役	井出 啓介	退任までに開催された当事業年度の取締役会の全てに出席し、議案審議につき、経営者としての豊富な経験と幅広い観点から、必要な発言を行っております。
監査役	細川 琢夫	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に上場会社CF0や監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監査役	阿久津 操	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に上場会社監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監査役	佐藤 孝幸	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に上場会社監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,058千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「人事制度・役員報酬制度構築に関する助言・指導業務」及び「コンフォート・レター作成業務」に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年8月13日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等に則った職務執行を行う。
 - (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議やリスク・コンプライアンス委員会を通じて適宜議論を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識、法令順守体制の推進に努める。
 - (d) 代表取締役直轄の内部監査担当者を選任し、各部門の業務執行状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書、重要な会議体の議事録や稟議書等については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 健全な企業活動を行うにあたりコンプライアンス、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク・コンプライアンス管理規程を整備し、運用するものとする。
 - (b) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。
 - (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運

営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- (b) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度を導入する。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務権限規程、職務権限表を制定する。
- 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、本部長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
- 6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- 7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことが可能である。
 - (b) 監査役は定期的に監査法人と意見交換を行っている。
 - (c) 監査役は、必要に応じて弁護士及び公認会計士その他の専門家の助言を受け、必要な連携を図ることとする。
- 8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。
 - (b) 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を順守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を周知する。
 - (c) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警

察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- (d) 取引先との契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込み、取引先がこれらと関する個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について取組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

2. 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役2名、社外取締役1名の合計3名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会、及び、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会には、取締役・執行役員より業務管理状況及び業務執行状況の報告が行われており、経営における重要事項の審議・決議を行っております。

3. コンプライアンスについて

当社は、当社の使用人に対し、社内研修の実施を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業全般を取り巻く事業環境を勘案したうえで、利益還元を行うことを検討してまいります。

貸 借 対 照 表

2020年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,775,523	流 動 負 債	694,097
現金及び預金	2,534,089	短期借入金	100,000
売 掛 金	220,502	未 払 金	62,179
仕 掛 品	477	未 払 費 用	54,345
原材料及び貯蔵品	1,109	未 払 法 人 税 等	126,357
前 払 費 用	16,479	未 払 消 費 税 等	91,630
その他流動資産	3,344	預 り 金	56,057
貸 倒 引 当 金	△479	前 受 収 益	203,527
固 定 資 産	232,333	固 定 負 債	7,971
有 形 固 定 資 産	73,647	長 期 前 受 収 益	7,971
建物附属設備	42,282	負 債 合 計	702,068
工具、器具及び備品	37,882	(純 資 産 の 部)	
レ ン タ ル 資 産	40,314	株 主 資 本	2,305,788
建 設 仮 勘 定	5,346	資 本 金	1,106,000
減価償却累計額	△52,178	資 本 剰 余 金	1,562,000
無 形 固 定 資 産	330	資 本 準 備 金	956,000
ソ フ ト ウ ェ ア	330	その他資本剰余金	606,000
投資その他の資産	158,355	利 益 剰 余 金	△297,007
差 入 保 証 金	41,994	その他利益剰余金	△297,007
繰 延 税 金 資 産	116,360	繰越利益剰余金	△297,007
		自 己 株 式	△65,204
		純 資 産 合 計	2,305,788
資 産 合 計	3,007,856	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,007,856

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目			金 額
売 上 高			1, 591, 454
売 上 原 価			122, 187
売 上 総 利 益			1, 469, 267
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1, 036, 969
営 業 利 益			432, 298
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	9		
為 替 差 益	398		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	135		
そ の 他	1		544
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1, 487		
上 場 関 連 費 用	22, 354		23, 841
経 常 利 益			409, 000
税 引 前 当 期 純 利 益			409, 000
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	105, 379		
法 人 税 等 調 整 額	△116, 360		△10, 980
当 期 純 利 益			419, 981

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金
					越利益剰余金
当期首残高	465,200	315,200	606,000	921,200	△716,989
当期変動額					
新株の発行	640,800	640,800	—	640,800	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	419,981
当期変動額合計	640,800	640,800	—	640,800	419,981
当期末残高	1,106,000	956,000	606,000	1,562,000	△297,007

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△64,200	605,210	605,210
当期変動額			
新株の発行	—	1,281,600	1,281,600
自己株式の取得	△1,004	△1,004	△1,004
当期純利益	—	419,981	419,981
当期変動額合計	△1,004	1,700,577	1,700,577
当期末残高	△65,204	2,305,788	2,305,788

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 2年～12年

工具、器具及び備品 3年～8年

レンタル資産 5年

(2) 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	普通株式	3,666,000株
当事業年度末における自己株式の種類及び総数	普通株式	107,048株
当事業年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数	普通株式	224,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,556千円
貸倒引当金	146千円
減価償却超過額	6,519千円
差入保証金償却	1,825千円
研究開発費否認	50,634千円
前受収益	68,584千円
税務上の繰越欠損金	73,890千円
繰延税金資産小計	209,157千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△43,694千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△49,102千円
評価性引当額小計	△92,796千円
繰延税金資産合計	116,360千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

その他の流動資産及び流動負債はそれぞれ1年以内に解消予定です。

差入保証金は、回収時期が未定なことから現在価値の算定が困難と判断し、時価の算定の対象外としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額
(1) 現金及び預金	2, 534, 089	2, 534, 089	—
(2) 売掛金	220, 502		
貸倒引当金(注)1	△226		
	220, 275	220, 275	—
資産計	2, 754, 364	2, 754, 364	—
(1) 短期借入金	100, 000	100, 000	—
(2) 未払金	62, 179	62, 179	—
(3) 未払法人税等	126, 357	126, 357	—
(4) 未払消費税等	91, 630	91, 630	—
負債計	380, 166	380, 166	—

(注)1. 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)2. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	2, 534, 089	—	—	—
売掛金	220, 502	—	—	—
合計	2, 754, 591	—	—	—

(注)4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
合計	100,000	—	—	—	—	—

一株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 647.88円

1 株当たり当期純利益金額 129.70円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

AI inside株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 尚子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉本 和芳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AI inside株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

AI inside株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 細川 琢夫 ㊞

社外監査役 阿久津 操 ㊞

社外監査役 佐藤 孝幸 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(監査役の選任方法) 第29条 (条文省略) (新 設)	(監査役の選任方法) 第29条 (現行どおり) <u>2 補欠監査役の選任の効力は、選任後</u> <u>4年以内に終了する事業年度のうち最終</u> <u>のものに関する定時株主総会の開始の時</u> <u>までとする。</u>

第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（3名）が任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
1	と ぐ ち たく 渡久地 択 (1984年4月29日)	2010年1月 socialwave株式会社設立 代表取締役 2011年5月 IQUE株式会社設立 代表取締役CTO 2012年10月 SPACEBOY株式会社設立 代表取締役 2013年12月 think apartment株式会社設立 代表取締役 2014年3月 一般社団法人データサイエンス総合研究所設立 代表理事 2014年3月 Asia Post pvt.ltd CEO 2015年8月 LUZ-D株式会社設立 代表取締役 Pulse Evolution Japan株式会社 代表取締役CEO Toguchi Estate株式会社設立 代表取締役（現任） 当社設立 代表取締役社長CEO（現任） <u>重要な兼職の状況</u> Toguchi Estate株式会社 代表取締役	1,900,000株
【取締役候補者とした理由】 渡久地択氏は、創業から代表取締役として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できるとしたため、引き続き候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
2	なか おき かつ あき 中 沖 勝 明 (1966年10月 7 日)	1989年 4 月 国際証券株式会社 (現 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 1991年12月 メリルリンチ証券株式会社 (現 メリルリンチ日本証券株式会社) 入社 2001年 1 月 同社マネージングディレクター 2001年 3 月 同社金融法人営業部長 2008年 2 月 同社法人営業統括部長 2011年 7 月 同社法人営業本部長 2012年 5 月 同社常務執行役員 2013年 4 月 同社グローバル・マーケット アジア・マネージメント・コミッティ・メンバー 2014年 3 月 同社債券部門担当副会長 2016年10月 当社取締役 (現任) 2016年12月 ミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社 社外取締役 <u>重要な兼職の状況</u> —	75,000株
【取締役候補者とした理由】 中沖勝明氏は、2016年より当社の営業戦略全般を牽引し、事業の発展に尽力してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できるとしたため、引き続き候補者といたしました。			
3	くすの せ たけ お 楠 瀬 丈 生 (1961年11月 7 日) 社外	1985年 4 月 野村證券株式会社入社 1991年 6 月 ペンシルバニア大学ウォートン校 MBA 取得 1995年 5 月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2011年 7 月 同社取締役 2014年 4 月 同社取締役副会長 2019年 3 月 HMd 株式会社取締役 (現任) 2019年 6 月 当社社外取締役 (現任) <u>重要な兼職の状況</u> HMd株式会社 取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由】 楠瀬丈生氏は、取締役としての知識・経験を有するほか、財務・経営戦略全般に関するアドバイザー業務等の経験が豊富であり、当社経営陣から独立した立場で、助言・提言を行っていただけるものと判断したため引き続き候補者となりました。			

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 渡久地沢氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 楠瀬丈生氏は社外取締役候補者であります。
4. 楠瀬丈生氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、楠瀬丈生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、楠瀬丈生氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
くらもと きこん 蔵元左近 (1975年10月22日)	2004年10月 弁護士 登録 小沢・秋山法律事務所 入所 2008年9月 スキャデン・アープス法律事務所 入所 2010年5月 米国ニューヨーク州弁護士 登録 2012年6月 西村あさひ法律事務所 入所 2014年10月 瓜生・糸賀法律事務所 入所 2016年1月 オリック東京法律事務所・外国法共同事業 入所（現任） 2017年8月 キングラン株式会社 社外監査役（現任） 2019年10月 LOCON株式会社 社外取締役（現任） <u>重要な兼職の状況</u> キングラン株式会社 社外監査役 LOCON株式会社 社外取締役	一株
【補欠監査役候補者とした理由】 蔵元左近氏は、弁護士としての豊富な知識と企業経営に関する高い見識を有しており、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 蔵元左近氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 蔵元左近氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 蔵元左近氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役報酬額は2017年5月26日開催の第2期定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき当社の取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額100百万円以内（うち社外取締役については年額8百万円以内）とし、各取締役への具体的な支給の時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は3名（うち社外取締役は1名）となります。

本制度の概要については、下記をご参照ください。

記

1. 報酬の概要

取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について新株の発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年6,000株以内といたします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

また、新株の発行又は自己株式の処分の際の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

2. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社の普通株式の新株の発行又は自己株式の処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 取締役は、本割当契約により割り当てられる当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、5年以内で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはな

らない(以下、「譲渡制限」という。)

- (2) 取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

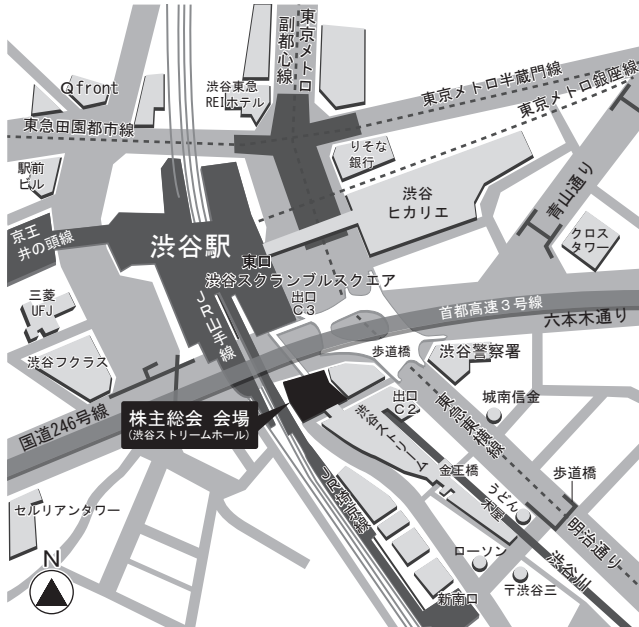
This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内

会 場

東京都渋谷区渋谷3丁目21番3号
渋谷ストリームホール6階



交通のご案内

- 東急 東横線・田園都市線 → [C2]口直結
- 東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線 → [C2]口直結
- J R 山手線 → 中央改札もしくは南改札から、東口方面 渋谷スクランブルスクエア2階貫通路を経由して直結
- 京王 井の頭線 → J R側に渡り、東口より地下道に降りて[C2]口直結
- J R 埼京線・湘南新宿ライン → 新南口改札 徒歩2分（道路に出て左折、道なり）